

公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり参加表明書等の提出を招請します。

2020年8月25日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長 宮田 年耕

1. 業務概要

(1) 業務名 働き方改革社員ヒアリング等業務（2020年度）

(2) 業務内容

本業務は、働き方改革の一環として、社員が元気に前向きに働ける会社を目指し、職場環境改善を今後一層推し進めるにあたり、今後の施策の検討・立案の基礎とするため、社員へのヒアリングを実施するもの。さらに、ヒアリング結果の分析、課題抽出等を実施し、課題に対する対応策案の策定等を行う。

- ① 働き方改革に係る社員ヒアリングの実施
- ② 報告会の実施
- ③ 課題に対する対応策案の策定

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から2021年4月30日まで

(4) その他

本業務は、提出された業務提案書を審査した結果、業務提案書の評価点が最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）の対象業務である。

2. 競争参加資格

(1) 首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第1号）第73条の規定に該当しない者であること。

(2) 1都3県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）のいずれかに本社、支社又は営業所等の拠点を有すること。

(3) 2010年度以降に高速道路株式会社（首都、東日本、中日本、西日本、阪神、本州四国連絡）、高速道路公社（名古屋、広島、福岡北九州）、鉄道事業者、一般送配電事業者又はガス事業者に対し、働き方改革に係る支援業務、社員意識等調査業務又はヒアリング業務の実績を有すること。ただし、参加表明書等の提出期限日において、契約履行中であっても、この業務の実績があれば可とする。

3. 業務提案書の評価基準

(1) 提案内容に係る評価項目

- ① 業務に対する理解
- ② ヒアリング項目及び分析方法の合理性及び論理性
- ③ ヒアリング及び報告会の実施方法の合理性及び論理性
- ④ 実施体制
- ⑤ 独自性

(2) プレゼンテーション

業務実施に当たり、現場責任者の業務内容に対する理解度等

4. 手続等

(1) 担当部局

首都高速道路株式会社 財務部 契約課（担当：加藤）
〒100-8930 東京都千代田区霞が関 1-4-1（日土地ビル 8 階）
TEL：03-3539-9319

(2) 業務説明書等の交付期間、交付方法等

- ① 交付期間：2020 年 8 月 25 日（火）から 2020 年 9 月 8 日（火）正午まで
- ② 交付方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（CD-R 等の配布）により無償で交付するので、上記(1)の担当課まで申し出ること。
・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
<https://www.shutoko.co.jp/business/bid/>
- ③ 交付資料のダウンロード操作手順：上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先 URL 及びダウンロード先パスワード通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

(3) 参加表明書等の提出方法等

- ① 提出方法：持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、事前に上記(1)まで連絡すること。なお、郵送で提出する場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
- ② 提出場所：上記(1)に同じ。
- ③ 提出期限：2020 年 9 月 8 日（火）正午まで
- ④ 受付時間：午前 10 時から午後 4 時までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に定める行政機関の休日をいう。）を除く毎日（正午から午後 1 時までの時間を除く。）とする。ただし、最終受付日は、正午までとする。
- ⑤ 提出資料
 - ア 参加表明書
 - イ 業務提案書
 - ウ 見積書（他の資料とは別に厳封の上、提出すること。）
 - エ 2. (3)を確認するための書類
 - オ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）又はその写し（証明年月日が資料提出日の 3 か月以内であること。）
 - カ 法人の場合は、財務諸表類（資料提出日の直前 1 事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表）、それ以外の場合は、財務諸表類に準じた書類
 - キ 納税証明書又はその写し（国税通則法施行規則別紙第 9 号書式その 3 の 3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用、証明年月日が資料提出日の 3 か月以内であること。）
 - ク 会社の概要及び業務内容（パンフレット等）

5. その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 契約書の作成要否 要
- (3) 支払条件 しゅん功時、一括払い
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は 4.(1)に同じ。
- (5) 詳細は業務説明書による。